

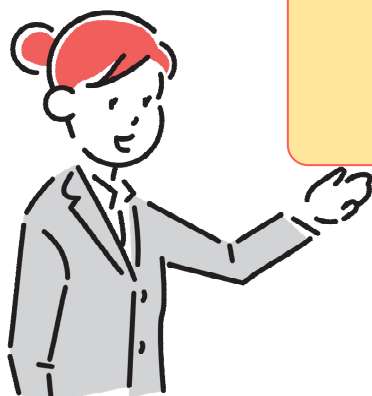
令和8年度

中小企業向け県制度融資

経済変動対策貸付

をご利用ください！

取扱期間 令和8年5月1日～令和9年3月31日



中東情勢の変化により影響を受ける
中小企業者を支援します。

中東情勢の影響による場合、
融資要件が緩和されます！

	現行	中東情勢の変化による影響の場合
要件	①最近3か月間の売上高に占める原油・原材料の仕入れ価格の割合が前年同期を上回る かつ ②最近3か月間の粗利益が前年同期比5%減少	①最近1か月間の売上高に占める原油・原材料の仕入れ価格の割合が前年同期を上回る かつ ②最近1か月間の粗利益が前年同期比5%減少
保証制度	普通保証 又は SN保証等	普通保証 又は SN5号

融資利率
<固定金利>

年1.60%

県の利子補給率

0.47%

(信用保証 必須)

信用保証料率

0.28～1.2%

(普通保証)

0.58%

(SN5号)

『経済変動対策貸付（中東情勢の変化による影響の場合）』の概要

（令和8年5月1日現在）

中東情勢の変化による中小企業への影響を緩和するため、中東情勢の変化による影響を受けた事業者が県制度融資「経済変動対策貸付」を利用する場合の要件を緩和しました。

※現行の「経済変動対策貸付」も引き続きご利用いただけます。

資金名	経済変動対策貸付（現行）	経済変動対策貸付 （中東情勢の変化による影響の場合）
融資対象者	県内において、1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者、組合	
融資要件の緩和	①最近3か月間の売上高に占める原油・原材料の仕入れ価格の割合が前年同期を上回る かつ ②最近3か月間の粗利益が前年同期比5%減少	中東情勢の変化による影響により、 ①最近1か月間の売上高に占める原油・原材料の仕入れ価格の割合が前年同期を上回る かつ ②最近1か月間の粗利益が前年同期比5%減少
保証制度	必須 （普通保証又はS N保証等）	必須 （普通保証またはS N 5号保証）
資金使途	設備資金、運転資金	同左
融資限度額	5,000万円	同左
融資期間	10年以内	同左
据置期間	設備3年以内、運転2年以内	同左
保証料率 （事業者負担）	普通保証	0.28%～1.20%
	S N保証等	0.50%～0.80%
融資利率	普通保証	1.60%（固定）
	S N保証等	1.50%または1.60%（固定）
利子補給率	0.47%（県負担）	同左
取扱期間	通年	令和8年5月1日～令和9年3月31日
申込書類 ※HPに掲載	・静岡県中小企業融資制度資金申込書 ・原油・原材料高騰の影響状況等報告書（様式第4号） ・資金使途明細表 ・協会が定める書類	・静岡県中小企業融資制度資金申込書 ・原油・原材料高騰の影響状況等報告書（様式第4号－2） ・資金使途明細表 ・協会が定める書類

・お申込みは、下記の申込窓口まで、お願いします。
・お申込みに際しては、金融機関及び信用保証協会の審査があり、ご希望に添えない場合がございます。

◆ 申込窓口・問合せ先 ◆

- ・県内各取扱金融機関、商工会議所、商工会、静岡県中小企業団体中央会、（公財）静岡県産業振興財団
- ・静岡県経済産業部商工金融課（054-221-2513）

